

清算のご案内

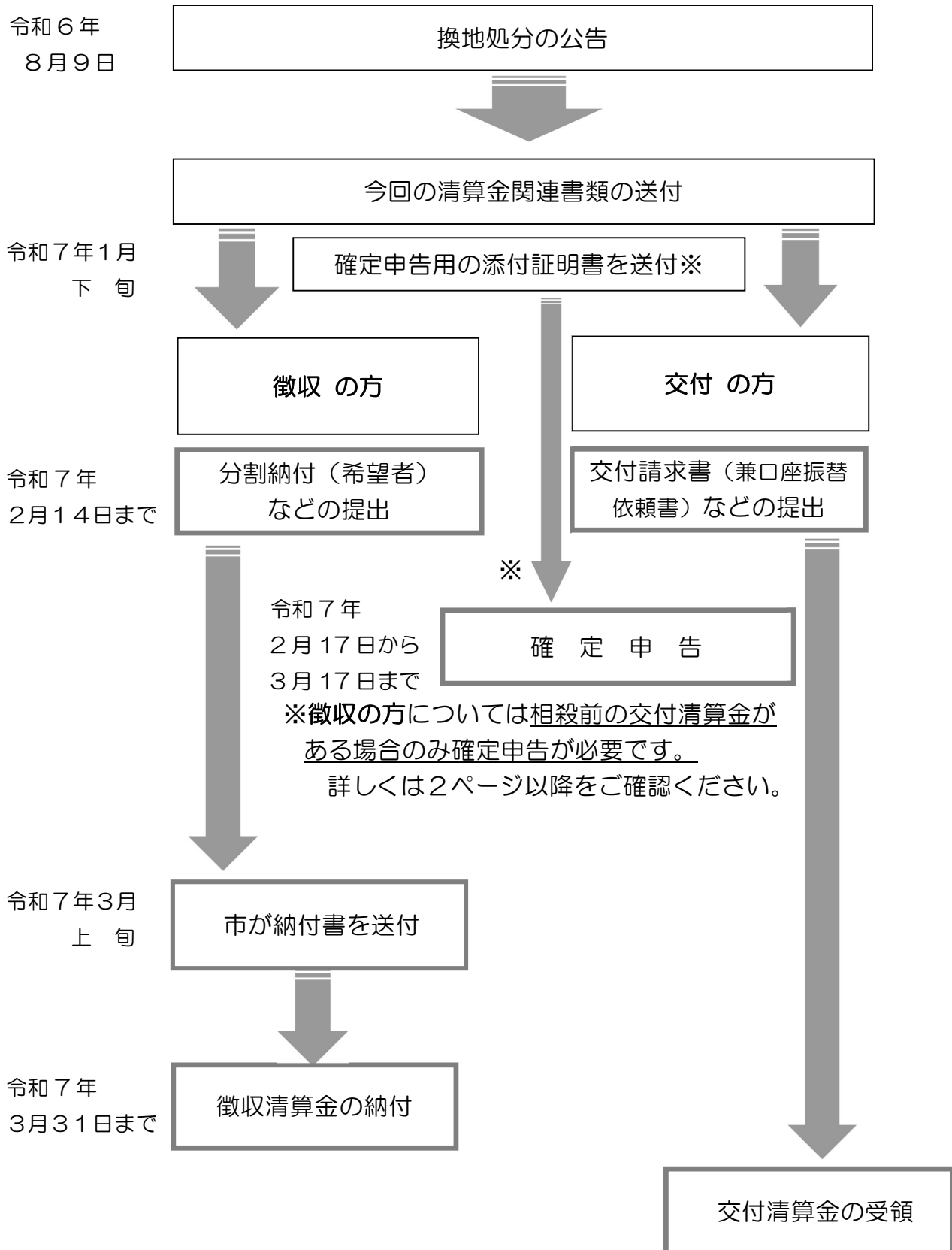
この冊子は、清算金に関する諸手続きについてのご案内です。換地処分通知に同封しました「換地処分のご案内」と合わせてお読みになり、必要な手続きをお願いします。

目 次

1. 清算金の徴収・交付の時期	1
2. 手続きについて	2
3. 徴収清算金の納付について	5
4. 交付清算金の受領について	7
5. 清算金に関わる税金等について	9
6. 問い合わせ先	10

1. 清算金の徴収・交付の時期

手続きの流れをお知らせします。



2. 手続きについて

清算金の内容によって ① ～ ⑤ のいずれかをご覧ください。

「清算金額通知書」の金額をご確認ください。

徴収に金額表記のある方

徴 収

*八王子市へ納付いただく金額です。

交付に金額表記のある方

交 付

*八王子市がお支払いする金額です。

供託に金額表記のある方

供 託

*八王子市が法務局に供託する金額です。

「清算金内訳書」
「清算金」欄の

徴収金額（A）欄と
交付金額（B）欄を
確認してください。

「清算金内訳書」
「清算金」欄の

徴収金額（A）欄と
交付金額（B）欄を
確認してください。

徴収（A）
のみ
記載の方

3ページの

①へ

徴収（A）
交付（B）
両方記載
の方

3ページの

②へ

交付（B）
のみ
記載の方

4ページの

③へ

徴収（A）
交付（B）
両方記載
の方

4ページの

④へ

供託
記載の方

8ページの

⑤へ

1 清算金が徴収のみで交付がない方

同封の「清算金額通知書」の中で、「徴収」に金額が入っている方です。
また、「清算金内訳書」の中で、徴収（A）欄に金額が記載されていて、交付（B）欄に記載がない方が対象です。
徴収清算金を八王子市に納めていただきます。

（１）納付について

- ①令和7年3月上旬にお送りする納付書で、P5の指定金融機関又は八王子市役所各事務所（斎場霊園事務所を除く）窓口で納付してください。納付期限は令和7年3月31日です。
- ②分割での納付を希望する方は、同封の「清算金分納許可申請書」を区画整理課へ提出してください。金額に応じた分割回数と納付額を改めて通知いたします。
- ③納付についての詳しい内容はP5～6をご覧ください。

（２）確定申告について

- ①徴収清算金については、確定申告は必要ありませんが、今後その土地を売却される場合、徴収清算金の支払額（土地の取得費）は税控除の対象となります。

2 清算金が徴収と交付の両方あり、徴収のほうが多い方

同封の「清算金額通知書」の中で、「徴収」に金額が入っている方です。
また、「清算金内訳書」の中で、徴収（A）欄及び、交付（B）欄に金額が記載されている方が対象です。
徴収清算金を八王子市に納めていただきます。

（１）納付について

- ①令和7年3月上旬にお送りする納付書で、P5の指定金融機関又は八王子市役所各事務所（斎場霊園事務所を除く）窓口で納付してください。納付期限は令和7年3月31日です。
- ②分割での納付を希望する方は、同封の「清算金分納許可申請書」を区画整理課へ提出してください。金額に応じた分割回数と納付額を改めて通知いたします。
- ③納付についての詳しい内容はP5～6をご覧ください。

（２）確定申告について

- ①交付清算金は譲渡所得となります。令和7年1月下旬までにお送りする「公共事業用資産の買取り等の証明書」等を使って、お住まいの地域を管轄する税務署で、令和6年分所得の確定申告をしてください。
- ②徴収清算金については、確定申告は必要ありませんが、今後その土地を売却される場合、徴収清算金の支払額（土地の取得費）は税控除の対象となります。
- ③清算金に関する税金については「清算金に関わる税金等について」（P9）をご覧ください。

3 清算金が交付のみで徴収がない方

同封の「清算金額通知書」の中で、「交付」に金額が入っている方です。
また、「清算金内訳書」の中で、交付（B）欄に金額が記載されていて、徴収（A）欄に記載がない方が対象です。
八王子市から交付清算金をお支払いいたします。

（１）請求について

- ①同封の「清算金交付請求書（兼口座振替依頼書）」に必要事項を記入押印のうえ、区画整理課へ提出してください。提出期限は令和7年2月14日です。手続きが終わりましたら指定された口座へ振り込みます。
- ②手続きについてはP7をご覧ください。

（２）確定申告について

- ①交付清算金は譲渡所得となります。令和7年1月下旬までにお送りする「公共事業用資産の買取り等の証明書」等を使って、お住まいの地域を管轄する税務署で、令和6年分所得の確定申告をしてください。
- ②清算金に関する税金については「清算金に関わる税金等について」（P9）をご覧ください。

4 清算金が交付と徴収の両方あり、交付のほうが多い方

同封の「清算金額通知書」の中で、「交付」に金額が入っている方です。
また、「清算金内訳書」の中で、徴収（A）欄及び交付（B）欄に金額が記載されている方が対象です。
八王子市から交付清算金をお支払いいたします。

（１）請求について

- ①同封の「清算金交付請求書（兼口座振替依頼書）」に必要事項を記入押印のうえ、区画整理課へ提出してください。提出期限は令和7年2月14日です。手続きが終わりましたら、指定された口座へ振り込みます。
- ②手続きについてはP7をご覧ください。

（２）確定申告について

- ①相殺する前の交付清算金は譲渡所得となります。令和7年1月下旬までにお送りする「公共事業用資産の買取り等の証明書」等を使って、お住まいの地域を管轄する税務署で、令和6年分所得の確定申告をしてください。
- ②相殺する前の徴収清算金については、今後その土地を売却される場合、徴収清算金の支払額（土地の取得費）は税控除の対象となります。
- ③清算金に関する税金については「清算金に関わる税金等について」（P9）をご覧ください。

3. 徴収清算金の納付について

今後お送りする納付書（令和7年3月上旬に送付予定）で、精算額を納付していただきます。支払い期限は令和7年3月31日です。

分割での納付を希望する場合は「清算金分納許可申請書」を令和7年2月14日までに区画整理課へ提出してください。分割納付の場合、2回目以降の残額に対して年1.68%の利子がかかります。

お支払い方法についてのご相談は、区画整理課へご連絡ください。

支払方法	手続き	支払について	利子	納期を過ぎると
一括納付	令和7年3月上旬に納付書を対象者にお送りします。	納付書で、 <u>令和7年3月31日までに</u> 、下表の金融機関等でお支払いください。	なし	延滞金(最大) 年10.75%
分割納付	「清算金分納許可申請書」に必要事項を記入のうえ <u>令和7年2月14日までに</u> 区画整理課へ提出してください。	分納許可書と納付書をお送りしますので、 <u>第1回の支払いを令和7年3月31日までに</u> 、下表の金融機関等でお支払いください。 第2回以降は各回指定の納付期限までにお支払いください。	2回目以降 年1.68%	延滞金(最大) 年10.75%

○納付書で納められるところ

（令和6年4月1日現在）

市役所・市民部各事務所 （斎場霊園事務所を除く）	みずほ銀行	青梅信用金庫
	山梨中央銀行	西武信用金庫
SBI 新生銀行	横浜銀行	多摩信用金庫
きらぼし銀行	りそな銀行	山梨信用金庫
群馬銀行	みずほ信託銀行	中央労働金庫
埼玉りそな銀行		大東京信用組合
東和銀行		秋川農業協同組合
八十二銀行		東京南農業協同組合
東日本銀行		八王子市農業協同組合

※コンビニエンスストアでの納付はできません。

○清算金を分割納付する場合

徴収清算金が1万円以上の場合は、初回支払い後、9月と3月の年2回（6か月ごと）に分けて支払うことができます。この場合、2回目以降については残額に対して利子（年1.68%）が加算され、元利均等払いとなります。分割できる回数は金額によって変わります。

分割での納付を希望される場合は、同封の「清算金分納許可申請書」に必要事項を記入して、令和7年2月14日までに区画整理課へ提出してください。

分割の回数

徴収清算金の総額	分割の回数 （上限）※	1回目の 支払期限	2回目の 支払予定	最終支払 予定（最長）
1万円以上5万円未満	3回	令和7年 3月31日	令和7年 9月	令和8年3月
5万円以上10万円未満	5回			令和9年3月
10万円以上20万円未満	7回			令和10年3月
20万円以上30万円未満	9回			令和11年3月
30万円以上	11回			令和12年3月

※分割回数は、表に記載の回数が上限となります。

※例えば、徴収清算金が2万円の場合、2回または3回の分割納付を希望できます。

注意事項

●徴収清算金を滞納した場合は、延滞金が発生します。

●支払者が権利者と異なる場合は、手続きが必要になる場合があります。詳しくは区画整理課へご連絡ください。

		必要な書類・手続き		提出期限
徴収 清算 金	相続の場合 （法定相続分で按分しないとき）	「清算金債務 の承継届」	相続人全員が連署のうえ、印鑑登録されている印を押印し、印鑑証明と相続人である と確認できる書類（戸籍謄本 等）を添付して提出	令和7年 2月14日ま で
	換地処分前の売買 時の特約（換地清 算金は売主に帰属 する旨）等がある 場合	「重畳的債務 引受の申出書」	債務者（甲）、債務引受人（乙） 連署のうえ、印鑑登録されて いる印を押印し、印鑑証明を 添付して提出	令和7年 2月14日ま で

4. 交付清算金の受領について

必要書類を区画整理課へ提出してください。手続きが終わった方から随時、ご指定の口座へ振り込みます。期限までに請求書類の提出がない場合や、記入漏れなどの書類不備がありますと、振り込みが遅れますので、ご注意ください。

提出期限 令和7年2月14日まで

必要書類 ○同封の清算金交付請求書（兼口座振替依頼書）

※記載例を参照して記入押印してください

○振込先口座の確認書類の写し（いずれか1点）

- ・振込先口座の通帳（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人のカナがわかるページ）のコピー
- ・振込み先口座のキャッシュカード（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人のカナがわかる面）のコピー

※その他金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人のカナがわかるものの写しであれば上記以外のものでも可

注意事項

●債権者を確知できない等（相続人が不確定、住所不明、受け取り拒否等で支払い手続きができないなど）の場合は、交付清算金を法務局（供託所）に供託することになります。

供託された交付清算金を受領する場合は、法務局（供託所）に必要書類等を確認のうえ手続きをしてください。

●受取人が権利者と異なる場合は、手続きが必要になる場合があります。詳しくは区画整理課へご連絡ください。

		必要な書類・手続き		提出期限
交付清算金	相続の場合 （法定相続分で按分しないとき）	「清算金債権の相続届」	相続人全員が連署のうえ、印鑑登録されている印を押印し、印鑑証明と相続人であること確認できる書類（戸籍謄本等）を添付して提出	令和7年 2月14日まで
	換地処分前の売買時の特約（換地清算金は売主に帰属する旨）等がある場合	「債権譲渡通知書」	譲渡人、譲受人連署のうえ、印鑑登録されている印を押印し、印鑑証明を添付。提出には確定日付（※）が必要	令和7年 2月14日まで

※確定日付 内容証明郵便で郵送するか、公証人役場で確定日付印を取得したうえで窓口へ提出してください。

供託とは、金銭や物品等を法務局（供託所）に預けることです。土地区画整理事業において、交付清算金の対象となる土地に抵当権が設定されている場合、土地区画整理事業の施行者は、その清算金を法務局（供託所）に預けます。このように供託は、抵当権者（銀行など）がその清算金を受け取ることができるよう設けられている制度です。

交付清算金の対象となる土地に抵当権が設定されている場合、まず施行者は抵当権者に供託の必要性を確認します。抵当権者から「供託不要」の回答がない場合、施行者は清算金を法務局（供託所）に預けます。供託された清算金は、抵当権者が法務局（供託所）から受け取ることができます。

今回お送りした「清算金額通知書」の「内供託すべき金額」欄に金額の記載がある場合、この供託の制度により「清算金額通知書」の「内供託すべき金額」に記載の金額を八王子市は法務局（供託所）へ供託します。

5. 清算金に関わる税金等について

交付清算金については確定申告が必要となりますが、対象となるのは相殺する前の各々の筆（地番）の交付清算金の額です。

詳しくはお住まいの地域を管轄する税務署にご相談ください。

（１）交付清算金について（譲渡所得）

交付清算金は土地の譲渡所得となり、所得税・住民税等の課税対象になりますが、課税の特例（５，０００万円までの特別控除または代替資産取得の特例）を受けることができます。ただし、土地区画整理法第９０条による換地不交付については、この特例は適用されません。

対象となるのは、相殺する前の各筆（地番）の交付清算金の額です。「公共事業用資産の買取り等の証明書」に、交付清算金（譲渡所得）と表示されている金額について申告してください。なお、この特例を受けるためには令和７年２月１７日から３月１７日までに確定申告をする必要があります。

注意事項

●税務申告は、交付清算金を「実際に受け取った年」ではなく、「換地処分の公告日の翌日」（令和６年８月１０日）を基準として行う必要があります。そのため、令和６年分所得として令和７年２月１７日から３月１７日までに確定申告を行ってください。

（２）徴収清算金について

徴収清算金は確定申告の必要はありませんが、今後その土地を売却される場合、徴収清算金の支払額（土地の取得費）は税控除の対象となります。詳しくは税務署にご相談ください。

（３）所得の変動による国民健康保険・介護保険等への影響について

所得税の対象とならなかった場合でも、一時的に保険料や手当等に影響する場合があります。詳しくは関係する窓口へお尋ねください。

6. 問い合わせ先

○清算金等ご相談全般

八王子市拠点整備部区画整理課

電 話 042-620-7297・7392・7394（直通）

住 所 〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

市公式ホームページ

（区画整理課へのお問い合わせフォーム）



○税金・確定申告についてのご相談は納税地（お住まいの住所）を管轄する税務署へ

八王子市が納税地の方は 八王子税務署

電 話 042-697-6221（代表）

住 所 〒192-8565

八王子市明神町四丁目21番3号

○保険料・各種手当等についてのお問い合わせは、お住まいの自治体窓口へ

八王子市に住民登録がある方は八王子市役所の担当部署へ

国民健康保険について 保険年金課 042-620-7236（資格課税担当）

後期高齢者医療について 保険年金課 042-620-7364（後期高齢者医療担当）

介護保険について 介護保険課 042-620-7415（庶務・保険料担当）



詐欺にご注意ください

最近、清算金について、詐欺が疑われる不審な情報が確認されています。

市からの公式な通知以外に、清算金について不審な連絡があった場合、詐欺の可能性があります。市が、電話やメールで銀行口座のパスワードをお尋ねすることは一切ありません。また、公式な通知によらず、電話のみで振込を指示することはありませんので十分ご注意ください。

詐欺行為を防ぐため、不審な電話等があった場合、不明な点がある場合は、必ず公式の連絡先（電話やお問い合わせフォーム）にお問い合わせください。